

平成30年度 鎌倉市障害者支援協議会 組織図

～ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ～
 障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会
 「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議」

鎌倉市障害者支援協議会 全体 平成30年度 年3回開催予定

【所掌事務】
 (1) 地域の課題の確認と情報の共有に関する事。
 (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関する事。
 (3) 協議会の運営内容についての評価に関する事。
 (4) 専門部会の設置に関する事。
 (5) その他協議会において検討すべきとされた事項に関する事。

【構成委員】
 (1) 保健・医療関係者
 (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
 (3) 教育・就労に関係を有する団体の関係者
 (4) 学識経験を有する者
 (5) 関係行政機関の職員
 (6) 障害者等及びその家族
 (7) その他、市長が必要と認める者。

【協議事項】
 ①就労支援に関する事。②地域生活支援に関する事。③精神保健福祉に関する事。④子ども支援に関する事。
 ⑤その他、全体会において協議、検討が必要とする事項

【その他、全体会の役割】
 ①必要に応じて専門部会から報告された事項について、関係機関等に意見を提出する。
 ②その他、会議における協議を踏まえ、必要に応じて、市長及び関係機関等に対し意見を提出する。

鎌倉市障害者支援協議会 運営会 平成30年度 随時開催予定

【所掌事項】
 ①協議会の運営に関する事。
 ②全体会において協議する課題等に関する事。
 ③全体会が設置するとして専門部会に関する事。

【構成委員】
 (1) 鎌倉市障害福祉課長
 (2) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者
 (3) 専門部会長
 *必要に応じて臨時委員を置くことができる。
 *座長及び副座長各1人を置く。

【役割】
 ①全体会開催前の打ち合わせ
 ②情報や課題の共有と交通整理
 ③各部会の進捗管理
 ④市の予算編成を見据えた協議会のスケジュール管理
 ⑤今後の協議会のあり方についての協議

鎌倉市障害者支援協議会 専門部会 平成30年度 各専門部会 随時開催予定

【協議事項】
 障害福祉事業や障害福祉サービスについて、実務上や実際上の問題や対応策について協議を行う。専門部会は、自主的、主体的に、かつ柔軟性をもって運営することから、取り上げるテーマについては、原則として、専門部会や作業部会を通じて把握した課題を整理し、設定する。相談支援・権利擁護に関する課題については、各部会で個別案件などに応じて適宜取り扱うものとする。

【構成委員】
 専門部会の委員は、随時、専門部会で選出し、決定する。
 また、部会での協議により、適宜、作業部会や研修会等を開催することができる。

<p>就労支援部会 就労支援に関する事、を 検討・協議する部会</p> <p>↑↓</p> <p>作業部会・研修会等</p>	<p>地域生活支援部会 地域生活支援、権利擁護の 啓発等に関する事、を 検討・協議する部会</p> <p>↑↓</p> <p>作業部会・研修会等</p>	<p>精神保健福祉部会 精神保健福祉に関する事、 を検討・協議する部会(障害 福祉計画上の協議会を想定)</p> <p>↑↓</p> <p>作業部会・研修会等</p>	<p>子ども支援部会 子ども支援に関する事、 を検討・協議する部会</p> <p>↑↓</p> <p>作業部会・研修会等</p>
---	--	---	---

鎌倉市障害者支援協議会 事務局

【構成】
 (1) 事務局を鎌倉市健康福祉部障害者福祉課に置く。
 (2) 事務局機能の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

【役割】
 (1) 協議会全体や各会議の円滑な運営、進行のサポート。
 (2) 対外的な窓口。

